

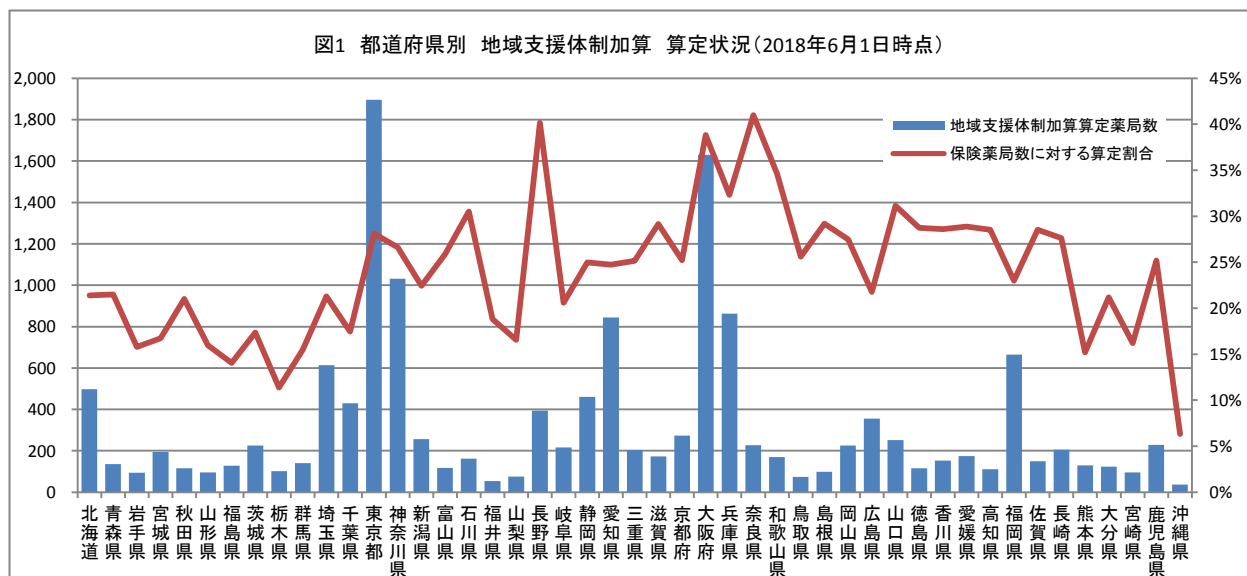
地域支援体制加算 1.5 万薬局が算定 - 2018年6月1日時点 -

株式会社日本アルトマーク(以下、日本アルトマーク、東京都港区・代表取締役社長 伊倉雅治)は、2018年度診療報酬改定で新設された「地域支援体制加算」について、全国の保険薬局における算定状況を調査いたしました。

2018年度診療報酬改定で「基準調剤加算」が廃止され、「地域支援体制加算」が新設されました。「基準調剤加算」は、2016年度診療報酬改定で、かかりつけ薬剤師が役割を發揮できる薬局の体制・機能を評価するため在宅訪問や開局時間などに関する施設基準の見直しがなされました。そして、このたびの改定で「基準調剤加算」に代わる「地域支援体制加算」が新たに設けられ、地域包括ケアのなかで地域医療に貢献している薬局を評価する内容となりました。

◇地域支援体制加算 全国で 15,012 薬局が算定

2018年6月1日時点で地域支援体制加算を算定していた薬局は、全国で 15,012 軒あり、保険薬局全体(59,864軒)の25.1%であった。算定薬局数は、東京や大阪などの保険薬局が多い大都市をもつ都道府県が目立って多かったが、保険薬局数に対する割合をみると、最も割合が高かった都道府県は奈良(41.0%)であり、次いで、長野(40.2%)であった。(図1)



2018年6月1日時点で地域支援体制加算の算定があった薬局 15,012 軒における調剤基本料の算定状況を調べると、全体の 99.8%にあたる 14,984 軒が調剤基本料 1 を算定していた。(表 1)

表 1 地域支援体制加算算定薬局の調剤基本料内訳(2018年6月1日時点)

| 調剤基本料 1 | 調剤基本料 2 | 調剤基本料 3 イ | 調剤基本料 3 ロ | 調剤基本料 1 注 1 | 合計 |
|---------|---------|-----------|-----------|-------------|--------|
| 14,984 | 1 | 0 | 0 | 27 | 15,012 |

また、2018年6月1日時点で調剤基本料 1 を算定していた薬局全体 49,036 軒に対して、地域支援体制加算を算定していた薬局は 30.6%であった。

2018年度診療報酬改定で廃止となった基準調剤加算は調剤基本料 1 の算定薬局のみが対象であったが、地域支援体制加算は調剤基本料の区分にかかわらず算定が可能である。しかし、調剤基本料 1 以外の調剤基本料算定薬局には、地域医療への貢献を示す 8 項目にわたる実績要件が設定され、この実績要件が厳しいために、調剤基本料 1 以外では地域支援体制加算の算定は困難であるとの指摘がされていた。

今回の調査においても、調剤基本料 1 以外の調剤基本料算定薬局では、ハードルが高いと推測できる結果となった。

◇基準調剤加算算定薬局の 81.9%が地域支援体制加算を算定

2018年2月1日時点で基準調剤加算を算定していた薬局は、全国で 16,166 軒(保険薬局全体の 27.0%)であったのに対し、2018年6月1日時点で地域支援体制加算を算定していた薬局は 15,012 軒(保険薬局全体の 25.1%)であった。地域支援体制加算算定薬局は、基準調剤加算より 1,154 軒(1.9 ポイント)少なかった。(表 2)

また、2018年2月1日時点で基準調剤加算を算定していた 16,166 軒のうち 81.9%にあたる 13,232 軒が、2018年6月1日時点で地域支援体制加算を算定していた。(表 2)

表 2 基準調剤加算および地域支援体制加算算定状況

| | 2018年6月1日 | | |
|-------------|---------------|---------------|--------|
| | 地域支援体制加算 算定あり | 地域支援体制加算 算定なし | 合計 |
| 基準調剤加算 算定あり | 13,232 | 2,934 | 16,166 |
| 基準調剤加算 算定なし | 1,780 | 41,918 | 43,698 |
| 合計 | 15,012 | 44,852 | 59,864 |

2018年2月1日時点の基準調剤加算算定薬局 16,166 軒と 2018年6月1日時点の地域支援体制加算算定薬局 15,012 軒を都道府県別に比較すると、算定薬局数が増加した都道府県は 6 県、減少した都道府県は 39 道府県、増減がなかった都道府県は 2 県であった。算定薬局数を最も減らした都道府県は北海道であり、マイナス 130 軒であった。減少率で見ると、最も高かった都道府県は福島 28.5%であり、茨城 27.7%、福井 23.9%と続いた。(表 3)

調剤基本料 1 以外の調剤基本料を算定する薬局において地域支援体制加算を算定する際の施設基準については先に記述したとおりであるが、調剤基本料 1 についても基準調剤加算にはなかった施設基準が新たに設けられている。「医療安全に資する取組実績の報告」および「特定医療機関からの処方せん集中率 85%(基準調剤加算は 90%)超の場合は後発品の調合割合 50%(基準調剤加算は 30%)以上」の 2 つである。

この施設基準の厳格化が影響して、基準調剤加算よりも地域支援体制加算の算定薬局数が少なくなったと推測することができる。

参考 1 調剤報酬点数

| 項目名 | 点数 |
|---------------------------------------|------|
| 基準調剤加算 (2018 年度診療報酬改定で廃止) | 32 点 |
| 地域支援体制加算 | 35 点 |
| 調剤基本料 1 | 41 点 |
| 調剤基本料 2 | 25 点 |
| 調剤基本料 3 イ | 20 点 |
| 調剤基本料 3 ロ | 15 点 |
| 調剤基本料 1 (注1のただし書に該当する場合) (医療資源の少ない地域) | 41 点 |

参考 2 実績要件

1 年に常勤薬剤師 1 人当たり、以下の全ての実績を有すること。

| | 項目名 | 実績 |
|---|-------------------------|-------|
| 1 | 夜間・休日等の対応実績 | 400 回 |
| 2 | 麻薬指導管理加算の実績 | 10 回 |
| 3 | 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 | 40 回 |
| 4 | かかりつけ薬剤師指導料等の実績 | 40 回 |
| 5 | 外来服薬支援料の実績 | 12 回 |
| 6 | 服用薬剤調整支援料の実績 | 1 回 |
| 7 | 単一建物診療患者が 1 人の在宅薬剤管理の実績 | 12 回 |
| 8 | 服薬情報等提供料の実績 | 60 回 |

※調剤基本料 1 注 1 算定薬局は、地域医療への貢献を示す実績要件の提出は不要

[図 1、表 1、表 2、表 3、参考 1、参考 2]

出典：(株)日本アルトマーク「薬局の施設基準算定状況全国調査」

表 3 都道府県別算定薬局 増減数および増減率

| 都道府県 | 基準調剤加算 (2018年2月1日) | 地域支援体制加算 (2018年6月1日) | 増減数 | 増減率 |
|------|-----------------------|-------------------------|--------|--------|
| 北海道 | 628 | 498 | -130 | -20.7% |
| 青森県 | 141 | 135 | -6 | -4.3% |
| 岩手県 | 92 | 94 | 2 | 2.2% |
| 宮城県 | 245 | 195 | -50 | -20.4% |
| 秋田県 | 130 | 115 | -15 | -11.5% |
| 山形県 | 108 | 95 | -13 | -12.0% |
| 福島県 | 179 | 128 | -51 | -28.5% |
| 茨城県 | 311 | 225 | -86 | -27.7% |
| 栃木県 | 132 | 102 | -30 | -22.7% |
| 群馬県 | 170 | 141 | -29 | -17.1% |
| 埼玉県 | 703 | 613 | -90 | -12.8% |
| 千葉県 | 473 | 430 | -43 | -9.1% |
| 東京都 | 1,948 | 1,896 | -52 | -2.7% |
| 神奈川県 | 1,080 | 1,032 | -48 | -4.4% |
| 新潟県 | 318 | 256 | -62 | -19.5% |
| 富山県 | 131 | 117 | -14 | -10.7% |
| 石川県 | 163 | 162 | -1 | -0.6% |
| 福井県 | 71 | 54 | -17 | -23.9% |
| 山梨県 | 88 | 75 | -13 | -14.8% |
| 長野県 | 393 | 394 | 1 | 0.3% |
| 岐阜県 | 240 | 216 | -24 | -10.0% |
| 静岡県 | 493 | 461 | -32 | -6.5% |
| 愛知県 | 931 | 844 | -87 | -9.3% |
| 三重県 | 223 | 204 | -19 | -8.5% |
| 滋賀県 | 183 | 173 | -10 | -5.5% |
| 京都府 | 310 | 273 | -37 | -11.9% |
| 大阪府 | 1,641 | 1,630 | -11 | -0.7% |
| 兵庫県 | 916 | 863 | -53 | -5.8% |
| 奈良県 | 239 | 227 | -12 | -5.0% |
| 和歌山県 | 177 | 169 | -8 | -4.5% |
| 鳥取県 | 73 | 74 | 1 | 1.4% |
| 島根県 | 94 | 99 | 5 | 5.3% |
| 岡山県 | 247 | 226 | -21 | -8.5% |
| 広島県 | 395 | 356 | -39 | -9.9% |
| 山口県 | 262 | 252 | -10 | -3.8% |
| 徳島県 | 121 | 115 | -6 | -5.0% |
| 香川県 | 172 | 153 | -19 | -11.0% |
| 愛媛県 | 179 | 175 | -4 | -2.2% |
| 高知県 | 101 | 111 | 10 | 9.9% |
| 福岡県 | 682 | 665 | -17 | -2.5% |
| 佐賀県 | 155 | 150 | -5 | -3.2% |
| 長崎県 | 189 | 206 | 17 | 9.0% |
| 熊本県 | 144 | 129 | -15 | -10.4% |
| 大分県 | 126 | 123 | -3 | -2.4% |
| 宮崎県 | 96 | 96 | 0 | 0.0% |
| 鹿児島県 | 229 | 229 | 0 | 0.0% |
| 沖縄県 | 44 | 36 | -8 | -18.2% |
| 合計 | 16,166 | 15,012 | -1,154 | -7.1% |

記事等へお取り上げくださる場合は、掲載誌を一部下記宛にご郵送いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社日本アルトマーク

MDB 事業部 MDB オペレーション部 白井

〒108-0014 東京都港区芝 5 丁目 33 番地 1 号 森永プラザビル本館 15 階

TEL. 03-6809-6251(平日 9:00~17:30) FAX. 03-3453-4140

<http://www.ultmarc.co.jp>

【会社概要】

| | |
|------|--------------------------------------|
| 会社名 | 株式会社日本アルトマーク |
| 代表者 | 代表取締役社長 伊倉 雅治 |
| 所在地 | 東京都港区芝 5 丁目 33 番地 1 号 森永プラザビル本館 15 階 |
| 資本金 | 5,550 万円 |
| 設立 | 1962 年 3 月 |
| 従業員数 | 128 名(2018 年 7 月 1 日現在) |
| 事業内容 | メディカルデータベース(MDB)事業 |